

苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成26年度）について

平成27年度第1回市民自治推進会議資料
【会議次第】6 会議－(5)

このことについて、調査を実施したので、次のとおりその結果を報告する。

市民参加条例の施行に関する市民からの要望等の状況（平成26年度）調査結果

No.	案件名 (担当課)	市民から寄せられた市民参加条例の施行に関する意見、要望等の内容
1	CAP（まちなか再生総合プロジェクト）PROGRAM PART II（案）について (まちづくり推進課)	私が提出した意見が（一部）公表されておらず、その意見に対する回答も掲載されていない。
【市民に対する担当課からの説明、対応等】 提出された意見は、案に直接言及したものではなかったことから、当初、「提出意見」には該当しないと判断していましたが、一連の流れで提出された意見と判断し、「パブリックコメントの結果」の当該項目について「提出された意見」の整理要約を検討し、再度掲載しております。		

（参考）

苫小牧市市民参加条例運用の手引き（平成26年4月1日（第2版）苫小牧市総合政策部市民自治推進課）（第19条関係 抜粋）

（市民からの要望等）

第19条 市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。

【説明】

市は、市民参加条例の施行に関して市民から意見、要望等を寄せられた場合には、それに対する市の考え方とともに公表するものとしています。

【運用】

この規定に基づき市民から寄せられた意見や要望及びそれに対する回答等の内容を市民自治推進会議に報告するものとします。